

「村長の給料及び退職手当を減額します」

令和6年12月2日

報道資料概要

令和6年11月29日、令和6年第4回（12月）千早赤阪村村議会定例会で「村長の給料及び退職手当の特例に関する条例」が可決されました。

これは、令和6年7月に就任した菊井村長が公約として掲げていた村長給与、退職手当の減額を実施するものです。

村では、千早赤阪村特別職報酬等審議会を開催し特別職の給料について据え置きとする答申を得ていましたが、村長の判断により村長の給料及び退職手当を減額することとなりました。

【減額率】

村長 給料月額 10%
退職手当 50%

※給料は就任した7月分から減額します。

【影響額】

給料 月額7万5千円（任期中の総額360万円）
退職手当 720万円

菊井村長のコメント

「給料及び退職手当を減額した原資については、私の公約実現に向け活用してまいります。」

<問い合わせ>

千早赤阪村 電話 0721(72)0082

○秘書企画課 北浦（内線211）